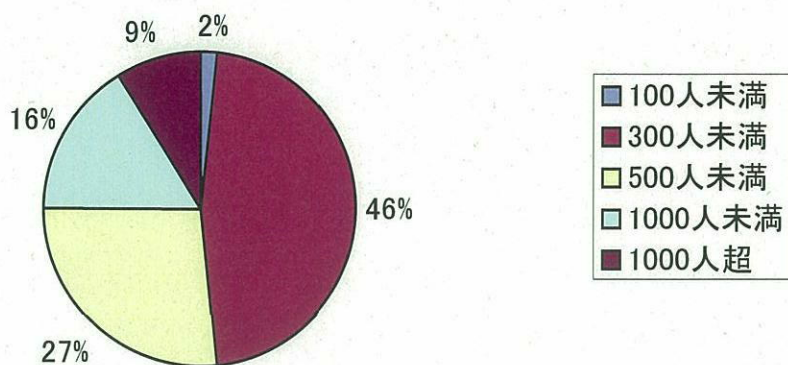
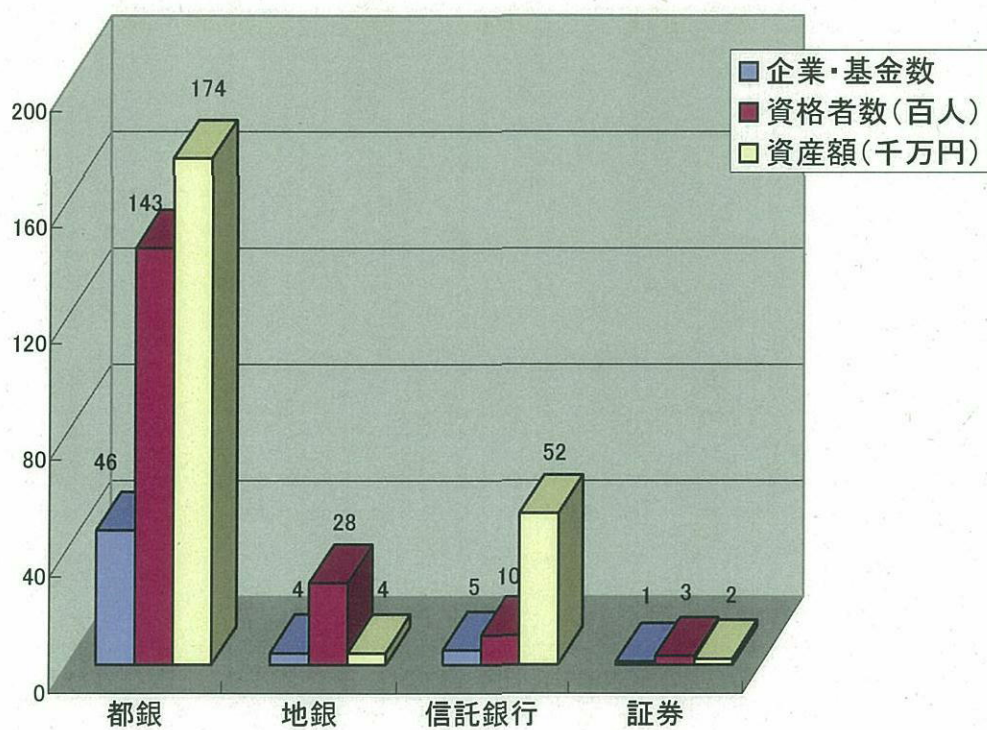


財形基金設立企業の基金設立時点の従業員規模別の割合



(資料出所)厚生労働省調べ

財形基金契約の金融機関業態別の割合(平成16年度末)



注)都銀の資産額には基金が都銀と併せて契約を締結している生保の資産額が含まれる。

(資料出所)厚生労働省調べ

勤労者財産形成貯蓄活用給付金・助成金制度

1. 制度の概要

勤労者が、計画的に財産形成（一般財形貯蓄）を行い、生涯の節目となる特定の事由（育児、教育、介護及び自己再開発）に対処するためにその貯蓄を払い出して支出（50万円以上）した場合に、その一連の勤労者の自助努力を支援するため当該勤労者に対して一定額以上の勤労者財産形成貯蓄活用給付金を支払った事業主に対し、独立行政法人雇用・能力開発機構が勤労者財産形成貯蓄活用助成金を支給するものである。

2. 税制上の取扱い

- （１）勤労者にとって勤労者財産形成貯蓄活用給付金は、一時所得扱い（50万円まで非課税、50万円を超える部分の1/2が課税対象）となる。
- （２）事業主にとって拠出金は、損金又は必要経費とされる。

3. 給付金・助成金の額

支出額又は払出額	財産形成貯蓄活用給付金支払額	財産形成貯蓄活用助成金支給額	
		中小企業の事業主	中小企業以外の事業主
50万円以上 100万円未満	1.5万円以上 3万円未満 3 万円以上 6万円未満 6 万円以上 9万円以下	1.5万円 3 万円 5 万円	0.8万円 1.5万円 2.5万円
100万円以上 150万円未満	2.5万円以上 5万円未満 5 万円以上 10万円未満 10 万円以上 15万円以下	2.5万円 5 万円 8.3万円	1.3万円 2.5万円 4.2万円
150万円以上	3.5万円以上 7万円未満 7 万円以上 14万円未満 14 万円以上 21万円以下	3.5万円 7 万円 11.7万円	1.8万円 3.5万円 5.8万円

(参 考) 財産形成貯蓄活用給付金・助成金制度の仕組み

